

一般社団法人東京都信用金庫協会加盟信用金庫における 「後見制度支援預金」取扱い実績について

一般社団法人東京都信用金庫協会加盟の会員・準会員信用金庫の計25信用金庫は、家庭裁判所の「指示書」がなければ入出金等することができない預金（「後見制度支援預金」）の取扱いを2018年6月（沖縄県においては2018年5月）から順次、開始いたしました。

この取扱実績につきましては、2019年3月末で、168口座、約38億円となっております。この後見制度支援預金の特徴ですが、信託銀行が取り扱う後見制度支援信託とは異なり、裁判所から認められれば親族後見人がその手続きを行うことが可能であり、取扱いの過半数以上である98口座、約20億円が親族後見人による取扱いとなっております。お取り扱いいただいた親族後見人の方からは「今まで親が取引をしていた身近な金融機関で引き続き取引が出来て助かる」、「永年、後見人がメインで取引をしており恩義を感じていると聞いていたので口座開設をした」等の声を頂戴しております。

記

取扱実績（東京都信用金庫協会加盟の会員・準会員信用金庫 25信用金庫の合計）

（2019年3月31日現在）

【単位；口座数：口座、金額：百万円】

	口座数	金額
取扱口座数・金額 計	168	3,808
内 親族後見人の取扱い	98	1,994
内 専門職後見人の取扱い （※弁護士、司法書士等）	70	1,814
内 決済用預金の取扱い	8	302

以上

□本件に関する問い合わせ

一般社団法人東京都信用金庫協会 企画部企画課
電話03-6228-8554